

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 7 年 9 月 1 8 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付を行う事務について、本市が徴収する手数料及びその額を定めること。
- (2) 住民基本台帳法の一部改正により、住民基本台帳カードの交付を行う事務が廃止されることに伴い、その手数料を廃止すること。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

(秦野市手数料条例の一部改正)

第1条 秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「別表第1第10項」を「別表第1第11項」に改める。

第5条第2項中「別表第1第10項第1号及び第2号」を「別表第1第11項第1号及び第2号」に改める。

別表第1中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同表第7項第1号ウ及び第3号中「第8項第1号イ」を「次項第1号イ」に改め、同項を同表第8項とし、同表中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係手数料

通知カードの再交付手数料（追記欄の余白がなくなったとき又は個人番号若しくは住民票コードの変更若しくは国外転出により返納したときの再交付を除く。） 1枚につき 500円

第2条 秦野市手数料条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を次のように改める。

ただし、別表第1第6項第2号に定める個人番号カードの再交付手数料についてはその再交付、同表第11項に定める証明、謄本若しくは抄本又は写しの交付及び閲覧の手数料についてはその交付又は閲覧の際に徴収するものとする。

別表第1第5項第3号を削り、同表第6項を次のように改める。

6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係手数料

(1) 通知カードの再交付手数料（追記欄の余白がなくなったとき又は個人番号若しくは住民票コードの変更若しくは国外転出により返納したときの再交付を除く。） 1枚につき 500円

(2) 個人番号カードの再交付手数料（追記欄の余白がなくなったとき又は個人番号若しくは住民票コードの変更若しくは国外転出により返納した

ときの再交付を除く。) 1枚につき 800円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

(秦野市行政手続に関する条例の一部改正)

- 2 秦野市行政手続に関する条例（平成8年秦野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項後段中「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第10項第2号イ」を「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第11項第2号イ」に改める。

第24条第5項後段及び第30条第2項中「秦野市手数料条例別表第1第10項第2号イ」を「秦野市手数料条例別表第1第11項第2号イ」に改める。